

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から42年3月まで  
結婚当初から、私は、地区の班での集金により、夫の分と合わせて夫婦二人の国民年金保険料を納付していたが、記録では、申立期間について、夫の保険料は納付済みとされているのに私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。また、国民年金記録において、市町村及び社会保険庁（当時）ともに、私の性別が65歳になるまで男性と誤って記録されるなど、不適切な記録管理が見受けられるので、申立期間の記録についても適切に管理されていなかったのではないかと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ9か月間と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後は、申立期間を除いて未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫は、「結婚後は、夫が地区の集金により夫婦二人分の保険料を納付していた。」と主張しているところ、A市からの回答により、申立期間当時、申立人が居住する地区においては、納付組織による国民年金保険料の集金が行われていたことが認められる上、特殊台帳により、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立期間の前後は保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の住所や家業等申立人の生活状況に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所に係る資格喪失日に係る記録を昭和41年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和40年1月から同年9月までを1万4,000円及び同年10月から41年1月までを1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月6日から41年3月15日まで

私は、昭和39年3月にB県に所在した中学校を卒業してすぐに、C県に所在したA事業所に就職し、41年3月15日頃に退職してB県に戻ったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、40年1月6日と記録されている。

当時の中学校卒業者の賃金では、1年間勤務してもB県に戻るための旅費は貯金できないし、退職するとすれば年末に退職していると思うので、正月である1月6日に退職することはあり得ないと思う。

A事業所の秋の慰安旅行では、入社1年目である昭和39年はD、2年目である40年はEを訪れた。入社2年目の夏頃に、A事業所及び同社の工場の新築工事が始まったのを覚えている。

昭和40年の年末の休暇でB県に帰省し、私の両親と相談して、41年4月にF市（現在は、B県G市）にあった公立の職業訓練校に入校したので、A事業所を退職したのは、同年3月15日頃ではないかと思う。

以上のことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日の前後に被保険者資格を取得した同僚で、連絡先が確認できた20人に照会したところ、回答があった15人のうち、「昭和40年秋に慰安旅行でEに行った。」とする者6人全員が、「申立人も参加していた。」又は「参加していたのではないか。」と供述しており、当該同僚の一人が保管する当該慰安旅行の集合写真と推認される写真に申立人が写っていることが確認できること、及び別の同僚は、「私は昭和40年12月頃入社したと思うが、申立人は私が入社してから数か月間は在籍していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は、少なくとも昭和40年12月頃以降の数か月間も、申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「昭和40年の年末の休暇でB県に帰省し、私の両親と相談して、41年4月にF市にある職業訓練校に入校した。」としているところ、B県及びG市への照会結果から判断すると、申立人が入校したとする職業訓練校は、当時F市に所在した「B県認定F市高等職業訓練校」であったと推認され、戸籍の附票により、申立人がB県に住所を移した日は昭和41年2月14日とされていることが確認できることなどから判断すると、その前日である同年2月13日までの期間は申立事業所に在籍していたと認められる。

さらに、申立事業所の事務を担当していたとする同僚は、「入社及び退職の際は、遅れずに手続をしていた。一旦厚生年金保険に加入させた在籍中の従業員について、途中で厚生年金保険被保険者の資格を喪失させることはなく、途中で厚生年金保険料の控除を止めることもなかったと思う。」と供述している上、他の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務形態及び業務内容に変更は無かったものと認められる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月6日から41年2月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和40年1月から同年9月までは、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の39年12月の記録から1万4,000円、40年10月から41年1月までは、申立人と資格取得日が同日である同僚の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の40年10月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいず

れの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 40 年 1 月 6 日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から 41 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 41 年 2 月 14 日から同年 3 月 15 日までの期間については、戸籍の附票により、申立人が B 県に住所を移した日は同年 2 月 14 日とされていることが確認できることなどから判断すると、申立人が C 県に所在する申立事業所に当該期間も引き続き勤務していたと推認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和55年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から同年6月1日まで

私は、昭和55年3月にA事業所へ入社し、現在までの期間において同事業所各支店に継続して勤務している。

しかしながら、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A事業所C支店での研修を終え同事業所B支店へ異動した時期であったが、継続して勤務しており、私が所持する給与明細書では昭和55年5月の厚生年金保険料は控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の社員履歴台帳、雇用保険の被保険者記録及びD厚生年金基金の記録から、申立人が、昭和55年3月19日から現在までの期間においてA事業所に継続して勤務し(昭和55年5月1日にA事業所から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金基金の記録によると、申立人が昭和55年5月1日にA事業所で加入員資格を喪失し、同日にA事業所B支店で同資格を取得していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、上述の厚生年金基金及びA事業所に照会したところ、「申立期間当

時、社会保険事務所(当時)への資格の取得及び喪失に係る届出書と厚生年金基金への同届出書は、現在と同様に複写式の様式であったのではないかと思う。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和 55 年 5 月 1 日に A 事業所 B 支店における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 事業所 B 支店における昭和 55 年 5 月の厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額の記録から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和27年8月11日）及び資格取得日（昭和8年5月6日）、申立期間②に係る資格喪失日（昭和30年1月7日）及び資格取得日（昭和30年3月9日）を取り消すとともに、申立期間③に係る資格喪失日を昭和31年3月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円、申立期間②及び③の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月11日から28年5月6日まで  
② 昭和30年1月7日から同年3月9日まで  
③ 昭和30年9月10日から31年3月25日まで

私は、昭和27年7月7日から31年3月25日までの期間において、B市に所在したA事業所で午後4時半の開店時刻から午後11時の閉店時刻まで業務を行い、病気休暇も取得せず継続勤務しており、同年3月13日には送別会もしてもらったことを記憶している。

A事業所は、給与が高額だったため、昼間は大学に通っていたが、昭和31年3月25日の卒業式が終わると、少年時から念願であった会社に採用が決まっていたため、そのまま同事業所に行き退職の手続を行った。

また、実家は私の兄弟が多いため親からの仕送りは一切無く、少年時からの夢を実現するために大学を卒業するまでの期間においてはA事業所を退職することはできなかった。

全ての申立期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年7月7日から31年3月25日までの期間において、B市に所在したA事業所で継続して勤務していた。」と申し立てているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和27年7月7日から同年8月11日までの期間、28年5月6日から30年1月7日までの期間及び同年3月9日から同年9月10日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、全ての申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、全ての申立期間中も継続して勤務していた。」、「申立人とは昭和31年3月末までの期間において一緒に勤務した。」旨供述していること等から判断すると、申立人が全ての申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「申立人は、勤務している期間は業務内容や勤務形態に変更は無かった。」と供述している上、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が業務内容が同じであったとして名前を挙げた同僚二人については、厚生年金保険の被保険者記録が申立期間②及び③についても継続していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と供述しているところ、申立人及び同僚が記憶している当時の申立事業所の従業員数と申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから判断すると、全ての申立期間当時、A事業所においては、事業主は、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立人の昭和27年7月、29年12月及び30年8月のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間①については1万円、申立期間②及び③については1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による申立期間①及び②の納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録すること

は考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、昭和 27 年 8 月から 28 年 4 月までの期間、30 年 1 月及び同年 2 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年9月から48年11月まで  
20歳になった時、父親が最後のプレゼントとして私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も納付してくれた。昭和48年に大学を卒業後、A社に就職し、厚生年金保険に加入した折、父親は、「これで役目は終わった。」と喜んでくれたことを覚えている。

しかしながら、記録では、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが分かった。国民年金の加入手続を行ってくれた父親の私に対する心根を大切にしたいので、申立期間の国民年金保険料について、納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が20歳になった昭和41年\*月から、B県内の大学を48年3月に卒業し、同年12月にA社に就職するまでの間、父親が国民年金保険料をC市で納付してくれた。」と主張しているが、C市において申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる記録が無い上、国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間は87か月間と長期間である上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとするその父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 43 年 4 月 28 日まで

私は、高等学校卒業後の昭和 42 年 3 月に、A事業所に入社し、43 年 4 月 28 日に結婚を理由として退職した。

一緒に勤務していた同僚にはA事業所での厚生年金保険の被保険者記録があるのに、年金事務所で確認したところ、私の被保険者記録は無いとのことだった。

申立期間について、申立事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所の当時の事務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間当時、申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事務担当者は、「申立人は高等学校卒業後に入社したが、給与が低かったので手取額が多い方がいいだろうと本人にも話したところ、すぐに結婚するかもしれないので様子を見ようということになり、厚生年金保険に加入させていなかったと思う。実際、申立人は、入社して約1年後に結婚を理由として退職した。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶する同僚のうち一人について厚生年金保険の被保険者記録を確認することができないことから判断すると、申立事業所は、申立期間当時、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、当該被保険者原票から、複数の同僚は、自身が記憶する入社日から1

年から2年半後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所は、申立期間当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況もうかがえる。

さらに、法人登記簿において、申立事業所は、平成2年3月に解散しており、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 宮崎厚生年金 事案 500

### 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 11 月から 34 年 6 月 30 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 7 日から 37 年 5 月まで

私は、A社B事業所の所長と知り合い、正確な勤務開始日に係る記憶は無いが、所長の薦めで昭和 33 年 11 月から 37 年 5 月までの期間について、A社B事業所で事務職として勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間とされていることに納得できない。

両申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が、昭和 34 年 7 月 1 日から同年 9 月 7 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるものの、両申立期間については、申立人が氏名を挙げた同僚から、申立人が同社で勤務していたことを確認できる供述が得られない上、A社は、「当社に当時の申立人の在籍及び保険料控除を証明する書類が無く、当社B事業所も大きな水害に遭ったことから、関連書類は保存されていない。」と供述しており、申立人の両申立期間における申立事業所での勤務の状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。

また、A社及び同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、両申立期間に申立人の氏名は無い上、昭和 34 年 9 月 7 日の被保険者資格喪失時

に健康保険被保険者証が返納されたことを示唆する「被証返納」の押印が確認でき、当該被保険者名簿での申立人の資格取得及び資格喪失等の記録について、取り消された形跡や遡って訂正した形跡は無く、不自然な点は認められない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。